## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 7月30日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		放水口放射線モニタC系ストレーナーにおいて、清掃後にサンプルポンプの再起動操作を行ったところ、サンプルポンプサクション圧力が高く、起動が困難なことが確認されたため、対応検討。	GⅢ	
2		所内変圧器2B冷却制御盤のスペースヒーターにおいて、絶縁不良が認められたため、当該スペース ヒーターを点検・修理。	GⅢ	
3	7 <del>- 74</del>	換気空調系廃棄物処理区域排気エアフィルタ(A)(B)間ダクトにおいて、空気の吸込みが認められたため、当該ダクトを点検・修理。	GⅢ	
4	1·2号廃棄物 処理設備	洗濯廃液系濃縮装置再循環ポンプAにおいて、Vベルト(5本中の1本)の破断が認められたため、当該ベルトを交換。	GⅢ	